

CONTENTS

1	・第76回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって	11	・連載 第4回（全6回）懲戒処分 菊川社労士事務所 代表 特定社会保険労務士 菊川 愛 氏
2	・災害発生状況	12	・事業場で活躍されている「保健師・看護師」や「衛生管理者」の方々へ ～オンラインを通じた自由な情報交流の場にぜひご参加ください～
3-4	・労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて ～令和8年1月1日から段階的に施行されます～	13	・労災保険上乗せ制度のご案内
5-6	・ハラスメント対策・女性活躍推進に関する改正ポイントのご案内	14	・労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーを豊田商工会議所で開催
7	・安全経営あいち推進大会2025	15	・当協会・地区協会の事務局長会議を開催
8	・安全経営あいち® 賛同事業場制度のご案内	14	・改正育児・介護休業法への対応セミナーを開催
9-10	・連載 第5回（全6回）メンタルヘルス対策～関連して円空のこと～ 藻谷 岳志 氏（愛知労働局 労働基準部 健康課長）	15	・就業環境整備改善支援セミナー・過重労働解消セミナーを開催します
			・愛知県最低賃金が10月から1,140円に改正予定
		15	・技能講習等講習会予定表

第76回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 小林 洋子



全国労働衛生週間は、昭和25年から毎年実施され今年で76回を迎えます。本年度は、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

をスローガンに掲げ、9月1日から30日までを準備期間として、10月1日から7日まで、全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力により、職場の衛生管理水準は着実に向上していますが、今なお多くの業務上疾病が発生しています。新型コロナウイルス感染症を除いた令和6年の愛知県内における休業4日以上業務上疾病の件数は、前年の447件から19.0%増加し532件となっており、その内、熱中症災害件数は88件と、対前年比で28件増加しています。

また、令和6年度の長時間労働などを原因とする脳・心臓疾患や精神障害による労災認定件数は、前年の77件から6.5%増加し、82件となったところです。

さらに、定期健康診断の有所見率は上昇傾向にあり、令和6年の有所見率は55.9%と過去最高値で、労働者の半数を超える方が何らかの所見を抱えながら働かれている状況にあります。

このような状況の中、令和7年6月に施行された改正労働安全衛生規則により、一定の環境・作業下における熱中症対策が義務化されました。また、先の通常国会で改正労働安全衛生法等が成立し、労働者数50人未満の事業場においてもストレスチェックが義務化されるほか、治療と仕事の両立支援の取組が努力義務化されることとなり、また、化学物質による健康障害防止対策については、SDSの通知義務違反に罰則が設けられるなど、多岐に渡る改正が順次施行されます。

一方、石綿解体・改修工事の事前調査・分析調査者の資格が必須であることや、化学物質規制が自律的管理を基軸としたものに転換されていること等、多種に渡る制度の見直しが行われています。

愛知労働局では、令和5年度より令和9年度までの5か年を計画期間とする第14次労働災害防止推進計画を策定し、「総合的な健康対策」を重点事項の一つとしているところです。

具体的には、労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置と、THPやメンタルヘルス指針等の健康保持増進措置とを相互連携した取組を推進するとともに、危険・有害性が確認されたすべての物質に対して、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の推進を図っています。

事業場の皆様におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、現在行われている労働衛生管理、取組等を再確認していただき、多様化する労働衛生上の課題に取り組むための機会としていただけますようお願いいたします。

令和7年度全国労働衛生週間の実施要綱や愛知労働局版パンフレットは、愛知労働局ホームページ (https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/eiseisyukan_2025.html) または、右の二次元コードからご確認いただけます。



災害発生状況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和7年8月4日現在)

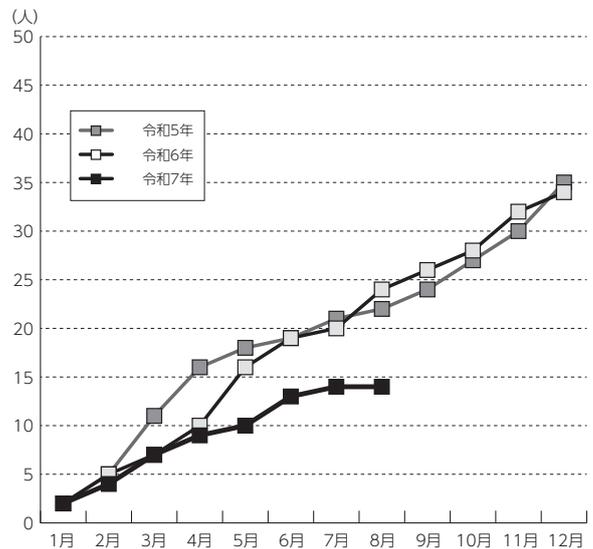
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因		
R7.4.1. 10:30	墜落・転落 階段、棧橋	2階から1階にかけての階段で、掃除機をかけながら後ろ向きに降りていたところ、階下に転落し、その後亡くなったもの。		
	事業場規模 9名以下	業種 清掃と畜業	70代 清掃員	経験 7年
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因		
R7.6.8. 9:35	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	店舗商品を納品するため路上駐車し、納品終了後次の店舗に向かう前に荷物の整理を行っていたところ、後方に車両が追突し負傷し、医療機関に救急搬送されたが亡くなったもの。		
	事業場規模 30~49名以下	業種 道路貨物運送業	50代 貨物自動車運転者	経験 5年
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因		
R7.6.27. 4:00	交通事故(道路) トラック	交差点付近で、被災者が運転していた大型トラックが、停車していた大型トラックの後部に追突したもの。		
	事業場規模 9名以下	業種 道路貨物運送業	60代 貨物自動車運転者	経験 41年
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因		
R7.7.15. 12:00	交通事故(道路) トラック	被災者が運転する中型トラックが前方の大型トラックに追突し、心肺停止で死亡が確認されたもの。		
	事業場規模 9名以下	業種 道路貨物運送業	40代トラック運転手	経験 年

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和7年8月4日現在の速報値)

令和7年発生分 ※ () 内は交通事故による死者数で内数である。

業種	年別	令和7年速報値	令和6年同時期(速報値)	令和6年確定値	
製造業	製造業	5	4	8	(1)
	食品製造業			1	
	化学工業	1			
	鉄鋼・非鉄金属	1			
	金属製品		1	1	
	一般・電気・輸送用	1	1	3	(1)
その他	2	2	3		
建設業	建設業	1	5	9	(2)
	土木工事業	1		2	(1)
	建築工事業		3	3	
その他		2	4	(1)	
陸上貨物運送事業	4	(3)	1	3	(1)
商業	商業	1	(1)	4	(3)
	卸売業			1	
	小売業	1	(1)	3	(2)
その他			1	1	(1)
清掃・と畜業	1		1	2	
上記以外の事業	2	(1)	1	3	(1)
合計		14	(5)	16	(3)
				34	(11)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



産業保健フォーラム in あいち2025 ~健康水準の向上を企業価値向上へと繋げる~

愛知労働局

日時	2025年11月14日(金) 13:30~15:30
会場	デザインホール(名古屋市中区栄3-18-1 ナディアパーク デザインセンタービル3F) ※ YouTube ライブ配信もあります。
参加費	無料
内容(予定)	<ul style="list-style-type: none"> 特別講演 ①これからの健康対策のあり方 経営課題とのかかわり ②戦略的に健康対策に取り組む 経営層とのかかわり 事例発表 パネルディスカッション など
主催	愛知労働局、愛知県、名古屋市、労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター 愛知労働基準協会、愛知健康安全交流会

お申込みは、厚生労働省受付サイト
(<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/top>)
または、右の二次元コードより直接お申込みいただけます。

会場参加



WEB参加



労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

～令和8年1月1日から段階的に施行されます～

愛知労働局

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行い、令和8年1月1日から段階的に施行されます。※一部は公布日（令和7年5月14日）に施行済み

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

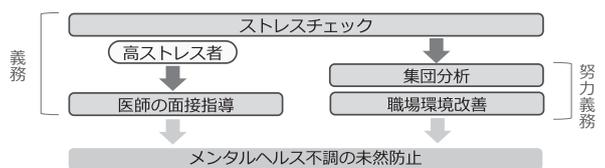
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



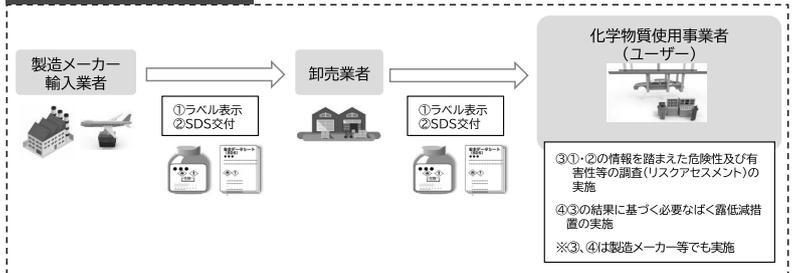
3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学品名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学品名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。
 ※代替化学名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1 施行

危険な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

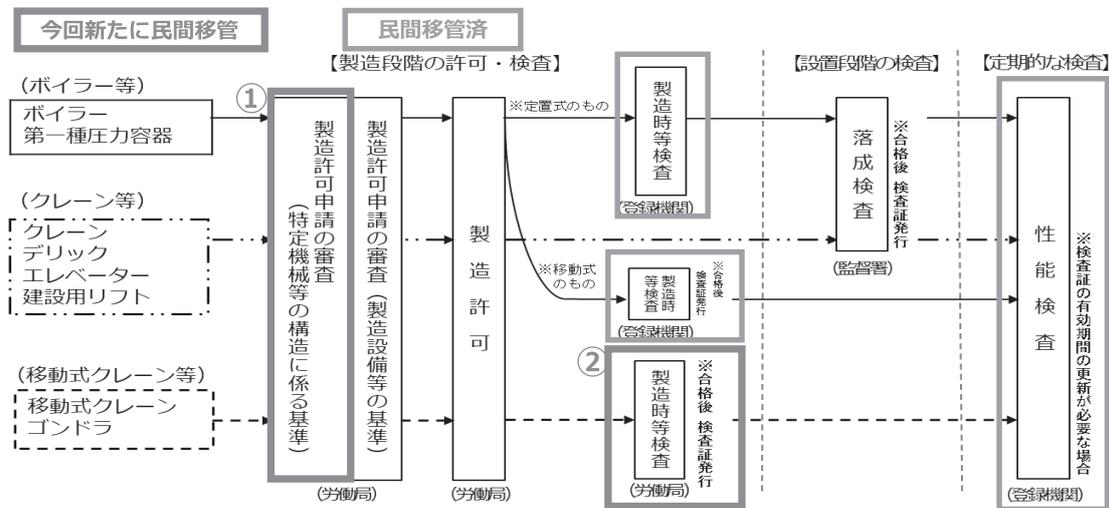
4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1 施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1 施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

▼加えて、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました▼

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。



改正安衛法等に係る特設ページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html)



安全衛生政策全般の紹介

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html)

ハラスメントのない職場づくりや、女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、令和7年6月11日に労働施策総合推進法・男女雇用機会均等法及び女性活躍推進法が改正され、令和8年4月から段階的に施行されます。

事業主の皆さまへ（全企業が対象です）

公布日：令和7年6月11日

ハラスメント対策・女性活躍推進 に関する改正ポイントのご案内

I：ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！**
(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
 - ③労働者の就業環境を害すること。
 - 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、事業主・労働者・顧客等の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

Ⅱ：女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和8年（2026年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年（2036年）3月31日までに延長されました。
- 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。（施行日：令和8年4月1日）
- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

情報公表の必須項目の拡大

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

※ 従業員数301人以上の企業は、①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から1項目以上の、計2項目以上を公表すること、従業員数101人以上の企業は、①及び②の全体から1項目以上を公表することとされています。

プラチナえるぼし認定の要件追加



- プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。

※ 現在、プラチナえるぼし認定を受けている企業も、認定を維持するために、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表することが要件となりますが、今後の省令等の整備において、一定の猶予を設ける予定です。

★ このほか、女性の健康上の特性による健康課題（月経、更年期等に伴う就業上の課題）に関して、職場の理解増進や配慮等がなされるよう、今後企業の取組例を示し、事業主による積極的な取組を促していくこととしています。

お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

令和7年6月作成

改正法の概要は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00003.html）または、二次元コードよりご確認ください。





日 時	2026年2月4日(水) 13:30~16:00
会 場	Niterra 日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール (名古屋市中区金山一丁目5番1号)
参加費	無 料
内容(予定)	経営者が考える「安全」と「経営」 企業価値向上の礎である現場の実態把握に迫る ・事例研究、経営者による異業種対談
主催・共催	主催：愛知労働局 共催：(公社)愛知労働基準協会、建設業労働災害防止協会愛知県支部

詳しい内容やお申込みは決定次第、愛知労働局ホームページ (https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzenkeiei_suishintaikai2025.html) または、右の二次元コードよりご確認ください。



安全経営あいち® 賛同事業場制度のご案内

愛知労働局

目 的

- ▶ 「安全経営あいち®」の普及促進に賛同いただける事業場に対し、「安全経営あいち」の名称、ロゴを使用できるようにします。
- ▶ 「安全経営あいち®」の名称、ロゴを使用することで、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢を、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

賛 同 の 要 件

- ▶ 愛知県内の事業場であること。
- ▶ 「安全経営あいち®」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
※「協力」とはイベント等における事例発表や人員の派遣といった実務的な支援を求める趣旨ではなく、本制度に対する賛同や共感をいただくことを目的としたものです。
- ▶ 労働局・労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。(注)
(注)愛知労働基準協会が主催する「リスクアセスメントセミナー」への参加により、この要件を満たします。

賛 同 の 方 法

- ▶ 申請書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署（愛知県内の労働基準監督署に限り、ます。）を通じて愛知労働局へご提出ください。
- ▶ 審査の上、「安全経営あいち®」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録通知書及びロゴマークのデータ等を交付します。
- ▶ 承諾いただける場合には、事業場名等を愛知労働局ホームページで公開します。

「安全経営あいち®」の詳細については、愛知労働局ホームページ (https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzenkeieiaichi_sandou.html) または右の二次元コードよりご確認ください。



9月は、労働衛生週間(10/1～7)の準備月間です。今年度の全国労働衛生週間のスローガンは、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」となったことから、職場におけるメンタルヘルス対策はますます重要になってきています。

精神障害にかかる労災請求、支給決定件数は、年々増加しており、令和6年度の支給決定件数は、全国で1,055件と前年度比172件の増加で過去最多となっています。出来事別の傾向は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」が224件(21.2%)、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」が119件(11.3%)、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」が108件(10.2%)、「セクシュアル・ハラスメントを受けた」が105件(10.0%)の順に多くなっています。また、事業場規模別に見ると、労働者数に比例して発生しており、小規模事業場においても多く発生しています。

このような状況のもと、皆様ご承知のとおり、先の通常国会で改正労働安全衛生法が成立し、職場のメンタルヘルス対策の推進関係では、常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました(施行は、公布(令和7年5月14日)後3年以内に政令で定める日)。国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センターの体制拡充などの支援を進めていきます。

このストレスチェック制度の改正をメンタルヘルス不調の未然防止につなげていきたいと考えています。

また、愛知産業保健総合支援センターでは、専門スタッフ(産業カウンセラー・社会保険労務士等)によるメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援を実施しています。ぜひ、こちらも活用していただければと思います。

さて、メンタルヘルスに関連して思い浮かんだ歴史上の人物について、お話をさせていただきます。

江戸時代初期の僧で北は北海道、西は関西の奈良あたりまで各地で12万体の神仏を彫ったと伝えられている円空(1632-1695)のことをご存じの方も多と思います。円空は、現在の岐阜県羽島市あたりで生まれ、幼くして、洪水により母を失って、孤児となり、寺に預けられたとされています(全国で約5,400体余りが発見され、愛知県内で3,000体以上、岐阜県内で1,600体以上が発見されています)。

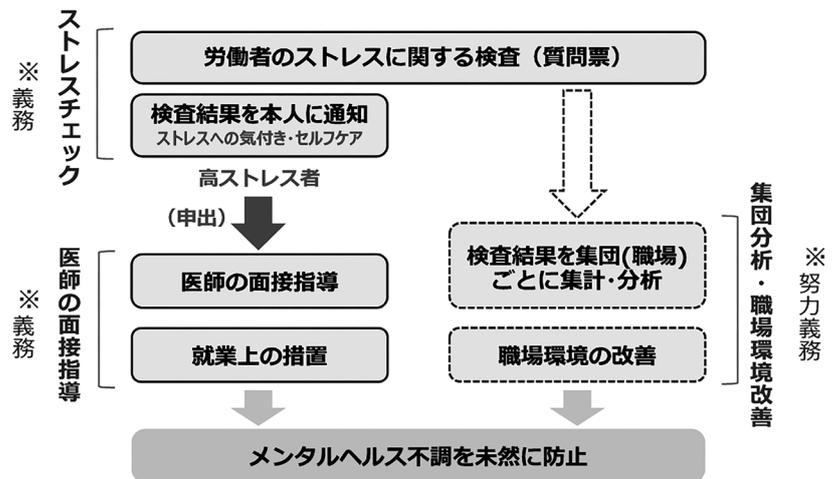
私と同年代の知人に円空に興味のある人がいて、私も同行して、2年前の江南市の音楽寺を皮切りに羽島市の中観音堂、名古屋市千種区の荒子観音、名古屋市千種区の鉈なた薬師、関市の洞戸円空記念館・弥勒寺、下呂温泉合掌村円空館と各地の円空仏を見に行きました。

円空仏には、菩薩像、薬師像、不動明王像、竜王像、阿弥陀像などがありますが、その特徴は、「微笑」が多いということでしょう。それは、円空の民衆を、病、災害、干ばつなどの苦しみから救いたいとの願いが込められていたからだそうです。

NHKのEテレでも今年始めに「ほほえみの秘密 円空とともに歩んで」と題して円空研究の第一人者、故長谷川公茂氏がことが放送されていました。長谷川氏が円空に惹かれたきっかけは、悩み多い若き日、偶然目にした円空仏の微笑に心が救われたことだそうです。長谷川氏は、「円空は、幼くして母を亡くし、母親に会いたいという願いが、その後の努力の原動力になった。また、あらゆる大自然が我々を生かしているものになっていて、その中で我々は生かさせていただいているとの境地に達し、微笑を施していく社会を目指したのだ。」と考えました。

江戸時代の前期にこのような信念のもと、北は北海道まで回って、数多くの仏を彫り続けた人が存在したことは驚きです。円空が現代においても根強い人気を誇っているのは、現代においても、長谷川氏のように、円空仏の微笑に心を打たれる人が少なからずいるからなのではないでしょうか。

【ストレスチェック制度の流れ】



円空作思惟菩薩像

公益財団法人安全衛生技術試験協会からのご案内

公益財団法人安全衛生技術試験協会が実施する労働安全衛生法に基づく免許試験のうち一部の種類等が、令和6年4月よりオンラインでの受験申請が可能となりました。

詳しくは、公益財団法人安全衛生技術試験協会のホームページ (<https://www.exam.or.jp/m/index.html>) または、下の二次元コードよりご確認ください。



公益財団法人 安全衛生技術試験協会

受験申請はオンラインで!

安全衛生免許・資格試験申請システムがアシストします!

受験申請は
こちらから



労働安全衛生法に基づく免許試験

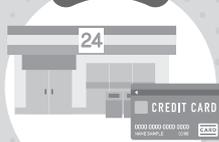
- 特級ボイラー技士
- 一級ボイラー技士
- 二級ボイラー技士
- 特別ボイラー溶接士
- 普通ボイラー溶接士
- ボイラー整備士
- クレーン・デリック運転士
- 移動式クレーン運転士
- 揚貨装置運転士
- 発破技士
- ガス溶接作業主任者
- 林業架線作業主任者
- 第一種衛生管理者
- 第二種衛生管理者
- 高圧室内作業主任者
- エックス線作業主任者
- ガンマ線透過写真撮影作業主任者
- 潜水士

メリット①



受験申請書の
取り寄せ不要

メリット②



コンビニ払いや
クレジットカードで
支払い可能

メリット③



申請の振込
手数料不要

メリット④



顔写真は
アップロードでOK

メリット⑤



マイページで
領収書をダウンロード

オンライン申請から受験までの流れ

STEP
1

オンライン申請から
アカウントを作成する



受験申請システムで、アカウントを作成し、
マイページにログインします。

STEP
2

試験の種類について
確認する



試験の種類によって、受験資格や試験日程、
必要な提出書類や申請方法も異なります。

STEP
3

申請方法を確認し、
申請する



申請方法は2種類あり、
申し込みから支払いまでネットで完結する
「オンライン完結」の方法と、提出書類と印刷した
申請書を郵送する「オンライン+郵送」の
方法があります。再受験時は、どの試験の
種類でもオンライン申請が可能です。

オンライン申請の 2つの方法

試験の種類によって申請方法が異なります

①



オンライン完結

オンライン完結は、受験する試験の
種類を選択し、受験申請に必要な書
類や顔写真をシステム上にアップ
ロードし、試験手数料の支払いまで
をオンラインで完結できます。

②



オンライン+郵送

オンライン+郵送は、受験申し
込みと試験手数料の支払いは
システム上で行い、別途、提出
書類と印刷した申請書を郵送
する方法です。

または

STEP
4

受験する



受験日当日になりましたら、
申請時に選択した試験会場にて受験してください。

受験後の流れ

郵送にて受験結果をお知らせします。

合格された方は、ホームページで合格後の手続きをご確認ください。



申請に関する Q&A

Q. 再申請について

A. 同一の免許試験の種類
を再受験される方は、オ
ンライン完結で受験申
請いただけます。

Q. 書面申請は？

A. 従来の書面による申請も可能です。「作業環
境測定法に基づく作業環境測定士試験」と「労
働安全衛生法に基づく労働安全・労働衛生コ
ンサルタント試験」は、書面のみ対応します。

Q. もっと知りたい!

A. 安全衛生技術試験協会の
ホームページで、試験科目・
試験時間や受験資格、免除
科目をご確認ください。

お電話にてお問い合わせを受付けております。

【電子申請の方法に関するお問い合わせ先】

安全衛生技術試験協会……………03-5275-2366

【試験の実施・申請状況の確認などに関するお問い合わせ先】

北海道安全衛生技術センター……………0123-34-1171	中部安全衛生技術センター……………0562-33-1161
東北安全衛生技術センター……………0223-23-3181	近畿安全衛生技術センター……………079-438-8481
関東安全衛生技術センター……………0436-75-1141	中国四国安全衛生技術センター……………084-954-4661
関東安全衛生技術センター東京試験場…03-6432-0461	九州安全衛生技術センター……………0942-43-3381

〈お電話対応可能時間〉月曜日から金曜日 8時30分から17時 土日祝、5月1日および年末年始(12月29日～1月3日)は休業いたします。



公益財団法人 安全衛生技術試験協会

〒101-0065 東京都千代田区西神田3-8-1
千代田ファーストビル東館9階

詳細につきましては、ホームページをご覧ください。
<https://www.exam.or.jp>



「懲戒処分」を今回はテーマに致しました。とても奥深く、多岐に渡る内容ですので、基本原則についてお話しします。

「懲戒処分」とは「業務命令や規則、服務規律など労働契約上の義務に違反した従業員に対して、会社がその行動を戒めるために行う処分」「会社が制裁として行う不利益措置（懲罰）」であり、**罪刑法定主義**（「事前に犯罪として法律に定められた行為だけが、犯罪として処罰することができる」という刑事手続上の考え方）に則ります。つまり、会社が自由に厳しい罰を従業員個人に与える事はできません。法律での制限があります。ではどのような法律に基づいて、この懲戒処分を行わなければならないのでしょうか？

（労働契約法 第15条）

使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、**客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。**

前提として、**根拠の無い懲戒処分は無効**です。よって、どの会社も就業規則に懲戒処分内容（事由）を詳細に記載し、就業規則で周知しているわけです。懲戒処分は**実際に周知された合理的な内容の根拠規定がある事を前提（明確性の原則）**に、以下の条件が全て成立しなくては懲戒処分が無効と判断される可能性があります。

【懲戒処分の有効要件】

- ①懲戒処分手由の該当性 → 客観的に合理的な理由が必要
- ②処分の相当性 → 社会通念上相当である事
- ③手続の相当性 → 事実確認調査の実施
(懲戒委員会の実施)
対象従業員へ弁明の機会の付与

以下、①～③について説明します。

①懲戒処分手由の該当性

従業員のどのような非違行為が懲戒処分対象となるのか？

例えば、経歴詐称、無断欠勤・遅刻・早退、業務命令違反、機密情報漏洩、無許可での副業、横領、不正な経費申請、業務上のミスの隠蔽、業務専念義務違反、ハラスメント行為、勤務態度不良、ミスの頻発 etc.

多岐に渡る非違行為（※）の中で、会社や他の従業員に悪影響を及ぼす行為は懲戒処分対象となりますが、必要以上に厳しい懲戒事由は無効になる可能性があります。

※非違行為…法令や規則、社会的な規範に違反する行為

②処分の相当性「比例原則（相当性の原則）」

従業員の行為の性質・態様その他の事情に照らして、**懲戒事由と処分のバランスが、一般的に相当であると認められない場合には、違法・無効となる為、非違行為の内容・程度に応じた段階の懲戒処分を使い分けることが大切です。**

【懲戒処分の種類】 ※1～7にかけて処分が重くなります。

- | | |
|-------------|------------------|
| 1. 戒告 | 文書または口頭による厳重注意 |
| 2. 譴責（けん責） | 始末書の提出 |
| 3. 減給 | 賃金の一部を差し引く |
| 4. 出勤停止 | 一定期間の出勤を禁ずる |
| 5. 降格 | 役職・職位・職能資格を引き下げる |
| 6. 論旨解雇（退職） | 退職願の提出を勧告 |
| 7. 懲戒解雇 | 従業員を一方向的に解雇する |

③手続の相当性

以下の手続きを怠った場合、手続きの瑕疵(法的な欠陥)として、懲戒処分が有効に成立しない可能性があります。

1. 従業員の非違行為に対する**事実調査（確認）**を行う。
2. 対象従業員に**予定の懲戒処分内容と理由を告知**する。
3. 対象従業員に**弁明の機会**（※）を与え、非違行為をした本人の言い分を聞く。
4. 懲戒処分を行うか？どの懲戒処分とするか？を判断。
5. 対象従業員へ**懲戒処分通知**を発行。

※**弁明の機会**…懲戒処分に先立ち、対象従業員本人から、問題行動に及んだ理由・動機、問題行動に対する現時点での考え(反省)を聞く機会

その他、懲戒処分は、以下の原則的な考え方もあります。

「一時不再理の原則（二重処分の禁止）」

…過去に懲戒処分を受けた行為については重ねて懲戒処分を行うことはできません。

「不遡及の原則」

…懲戒処分の根拠規定は、従業員が行為をした時点で存在することが必要です。新たに（後から）設けた懲戒処分の根拠規定を、規定を設けた日より前の行為に遡って適用することはできません。

「公平取扱いの原則（平等原則）」

…懲戒処分規定は、従業員に**平等に適用**する必要がある、同程度の事案には、それに対する懲戒処分も人によって変えてはなりません。

懲戒処分をしなくて済む事が一番ですが、やむなく懲戒処分を行う必要が出た場合は、事実調査（確認）を尽くし、客観的判断の上、段階と手続きを踏み、会社と対象従業員との間で、不必要な争いに発展しないよう留意なさってください。



菊川社労士事務所 代表 特定社会保険労務士 菊川 愛（きくかわ あい）

大学卒業後、営業職を経験したのち、社会保険労務士事務所にて8年間勤務。

令和4年4月菊川社労士事務所を設立。自身は育児休業を3回とり、3人の子育てをしながら、女性のキャリア形成の難しさを経験する。労務相談においては、CDA（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）資格も活かし、傾聴を意識しながら、問題解決や歩み寄りを提案し、より良い職場作りを意識して支援を行う。

事業場で活躍されている「保健師・看護師」や「衛生管理者」の方々へ
～オンラインを通じた自由な情報交流の場にぜひご参加ください～
(毎月1回(1時間程度)開催、会費無料、Zoom使用、秘密厳守!!)

当協会では、事業場で活躍されている「保健師・看護師」や「衛生管理者」の方々が、オンラインを通じ、自由に意見交換・情報交換等ができる場を設けています。

毎月1回、「ここでの話は互いに秘密を守る」ということだけを約束ごととして、他の事業場の活動状況等を本音で自由に情報交流等していただくことを目的としています。

この場で直ちに疑問等が氷解することや解決するというものではありませんが、他社の状況・実情を交流し、互いに気づきや少しでも参考になることがあれば、という想いです。

会費等はなく、出欠席の確認もしません。Zoom使用による原則、顔出し・声出しの環境での参加となりますが、まずはお気軽にご参加ください。

参加ご希望の方は、以下メールアドレス宛に『所属・氏名等』をご記載の上、お送りください。開催日時やZoomアドレス等のご案内のほか、当協会セミナー等の関連情報をお送りさせていただきます。

	「保健師・看護師」の方々	「衛生管理者」の方々
名称	オンライン談話室	衛生管理者のたまり場
開催日時 [原則]	毎月、最終月曜日・14時～15時	毎月、第3水曜日・15時～16時
申込メールアドレス	kato@airouki.or.jp	tamari@airouki.or.jp
(参考)開始時期	2021年4月	2024年5月

なお、ファシリテータ役の当協会アドバイザー加藤善士氏[※]が中心に進めます。

[※]ファシリテータ(当協会アドバイザー)プロフィール

加藤 善士(かとう よしじ) 社会保険労務士、労働安全・衛生コンサルタント、博士(医学)
藤田医科大学医学部公衆衛生学講座 研究員
平成30年3月名古屋労働基準監督署長にて定年退職。中央労働災害防止協会を経て、令和2年6月より
岡崎労働基準協会専務理事、令和5年5月同協会専務理事退任後、当協会アドバイザーに就任。
労働基準行政在職中、社会人大学院にて公衆衛生学分野を学び学位取得。



労災保険上乗せ制度のご案内

労災保険上乗せ制度のご案内

政府労災の上乗せ保険(労働災害総合保険)

「中部労働基準協会連絡協議会」の100円労災は

近年増加する企業の労災賠償リスクから会員様をお守りします。

- ★優良割引40% 団体割引20%
- ★「使用者賠償責任保険」がセット可能
- ★保険金は事業主に直接お支払い
- ★1名あたり1カ月100円で最高2,362万円の死亡保険金
(事業種類60 A型の場合)

加入団体	公益社団法人 愛知労働基準協会 TEL 052-221-1438 〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26 ポーラ名古屋ビル8F
取扱代理店	エフピーサポート株式会社 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル8F 担当: 川崎、齋藤 問い合わせ: QRコード *お問い合わせ内容詳細に「100円労災について」と記載のうえ送信ください。 担当者より折り返しご連絡させていただきます。
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社 名古屋支店法人支社 TEL 0570-086-222 FAX 052-963-9021 〒460-8551 名古屋市中区丸の内3-2-21 損保ジャパン名古屋ビル9F

このご案内は概要を説明したものです。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

(SJ25-04132 2025.07.09)

労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーを豊田商工会議所で開催

当協会は、8月4日（月）、豊田商工会議所会議室において、県下14の地区労働基準協会と共催により無料セミナーを開催し、企業の労務担当者等が約60名受講されました。

本無料セミナーは、職場の労働トラブルを解決・防止するために、2021年度から続いて、本年度は昨年度と同様に労働基準法、労働安全衛生法及び労働保険に関する労働実務基礎講座として、動画、労働クイズ、労働小話等を交えて、また、途中でリフレッシュ体操を入れて、分かりやすく解説しました。

本年度も豊富な上映スライドのテキスト冊子に加えて、職場に戻ってから実務に役立つ教本（労務管理の早わかり）を配付し、好評を得ています。

セミナーの冒頭には、ご後援をいただいている愛知労働局 豊田労働基準監督署長 石川 真一 氏より、ご挨拶をいただき、最近の労働基準行政の動向として、最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策（賃金引上げ・生産性向上・下請取引の改善）や規則改正を踏まえた職場における熱中症対策の強化などについて説明がありました。



石川署長

ご挨拶の後、各講師より次の内容で講演が行われました。

◆労働トラブル発生時の企業責任と労働基準協会の活動内容

講師：一般社団法人 名北労働基準協会

副会長・専務理事 市之瀬 高司 氏

◆労働安全衛生法の概要と労働保険制度の概要

講師：一般社団法人 名北労働基準協会

理事・事務局長 ホワイト企業推進本部長 石田 和彦 氏

◆労働基準法の概要

講師：市之瀬 高司 氏

◆今後の労務・安全衛生管理に向けて

講師：市之瀬 高司 氏



講師 市之瀬 氏



会場の様子



リフレッシュ体操の様子



講師 石田 氏

また、当日は、本無料セミナー開催時間の前後時間帯を利用して、「愛知県下労働基準協会『企業の労働110番』労働相談室」の臨時（出張）相談室が開催され、相談員（アン・ドウ社労士事務所 代表 社会保険労務士 安藤 清美 氏）による無料相談が行われました。

本セミナーは、本年度10回の開催を計画し、次回は、9月16日（火）アイプラザ 半田 小ホール（半田市東洋町1-8）にて開催されます。

以降は、10月16日（一宮市）、11月6日（岡崎市）、11月21日（豊川市）、12月3日（西尾市）、来年2月5日（瀬戸市）、同3月（名古屋市）で開催されます。



相談員による相談の様子

当協会・地区協会の事務局長会議を開催

当協会は、県下各地区労働基準協会の専務理事と年3回定期的に、会員企業等の労働条件や安全衛生水準の向上を目的とした情報・意見交換を行うための会議を設けており、8月8日（金）、当協会9階研修室にて2025年度1回目を開催しました。

会議においては、愛知産業安全衛生大会の結果、各種セミナーの進捗状況と今後の予定、愛知健康安全交流会活動の進捗状況、2025年度全国産業安全衛生大会の申込状況、マイナ免許証による技能講習受講資格の確認方法などについて当協会から報告を行い、地区労働基準協会と意見交換を行いました。

改正育児・介護休業法への対応セミナーを開催

当協会は、8月1日（金）、ウインクあいち（愛知県産業労働センター／名古屋市中村区）1203会議室において、「改正育児・介護休業法への対応セミナー」を開催し、企業の労務担当者や管理者等約380名（会場及びWEB参加）が受講されました。

第1部では、アイ・スマイル社会保険労務士法人 代表社員 特定社会保険労務士 吉岡規子氏により、「改正育児・介護休業法への実務対応～4月1日施行の確認と10月1日施行の準備～」と題して、①改正内容と改正後の全体像、②その他の法改正（次世代育成支援対策推進法、給付金）、③企業への支援（助成金、便利なサイト）について、豊富な資料を用いて解説が行われました。



講師 吉岡氏

第2部では、独立行政法人労働者健康安全機構 愛知産業保健総合支援センター 産業保健専門職（保健師）早川明子氏より、「育児・介護者のメンタルヘルス不調や病気治療と仕事の両立支援～働きやすい制度と職場づくりを目指して～」と題して、一人で抱え込まず職場全体で支え、自分事として育児・介護・病気治療を捉え、制度・支援先を紹介・情報提供できる準備の重要性について説明がありました。



会場の様子



講師 早川氏

就業環境整備改善支援セミナー・過重労働解消セミナーを開催します

全基連

全国労働基準関係団体連合会では、厚生労働省の委託を受けて株式会社広済堂ネクストと連携し「誰もが安心・活躍できる働き方と職場をめざそう」をテーマとした就業環境整備改善のための支援セミナーを、また、脳・心臓疾患や精神障害にかかる労災補償が増加し続け、過去5年間で最多となる中、過重労働解消をテーマとしたセミナーを11月4日（火）10：00～12：30（改善支援セミナー）、14：00～16：30（過重労働解消セミナー）にウインクあいちで開催します。

セミナーでは、最近の法改正の内容を「わかりやすく！」を基本に解説し、人事労務と安全衛生の取組についてのノウハウを提供するとともに、最新の法令を盛り込んだテキストを配布し、自主的な取組を支援することとしております。

事業の経営者及び人事労務担当の皆様にとって、必見の情報が盛り込まれておりますので、是非この機会にご参加ください。

両セミナーの詳しい情報や、お申込みについては、今号に封入のチラシまたは、下記ホームページよりご確認ください。

就業環境整備・改善支援セミナー

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/site/top>



過重労働解消のためのセミナー

<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>



愛知県最低賃金が10月から1,140円に改正予定

愛知労働局

令和7年8月21日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県最低賃金時間額1,077円を63円引上げ、時間額1,140円（令和7年10月18日効力発生予定）へと改正決定する旨の答申を受けました。

官報公示、異議申出に関する手続きを経た上で、10月18日から効力が発生する予定です。

技能講習等講習会予定表

コース	月	学 科		実 技				
		日	会 場	日	会 場	日	会 場	
		1	日鉄ビジネスサービス	2.3.4	日鉄ビジネスサービス	5.8.9	日鉄ビジネスサービス	
9月	5	トヨタ教育センター	6.7.8	トヨタ教育センター	13.14.15	トヨタ教育センター		
	9	日鉄ビジネスサービス	10.11.12	日鉄ビジネスサービス	16.17.18	日鉄ビジネスサービス		
	22	江南市民文化会館	28.10/5.12	稲葉製作所				
	22	アイシン教育センター	23.24.25	アイシン教育センター				
10月	29	ポーラ名古屋ビル	30.10/1.2	日鉄ビジネスサービス	10/1.2.3	トヨタL&F 白金		
	3	ポーラ名古屋ビル	7.8.9	日鉄ビジネスサービス	6.7.8	トヨタL&F 白金	10.14.15	トヨタL&F 白金
	8	豊川市文化会館	12.18.19	トピー工業				
	9	日鉄ビジネスサービス	10.14.15	日鉄ビジネスサービス	16.17.20	日鉄ビジネスサービス		
	18	ポーラ名古屋ビル	20.21.22	トヨタL&F 白金	23.24.27	トヨタL&F 白金	21.22.23	日鉄ビジネスサービス
11月	27	江南市民文化会館	24.27.28	日鉄ビジネスサービス				
	1	ポーラ名古屋ビル	4.5.6	日鉄ビジネスサービス	4.5.6	トヨタL&F 白金	7.10.11	日鉄ビジネスサービス
	6	ポーラ名古屋ビル	7.10.11	トヨタL&F 白金	12.14.17	トヨタL&F 白金	9.16.23	トヨタL&F 北名古屋
	7	トヨタ教育センター	8.9.10	トヨタ教育センター	15.16.17	トヨタ教育センター		
	11	とよはし産業人材センター	12.13.14	とよはし産業人材センター				
	14	ポーラ名古屋ビル	17.18.19	日鉄ビジネスサービス	18.19.20	トヨタL&F 白金		

講習会	会場	9月			10月			11月		
		学	実	学	実	学	実	学	実	学
ガス溶接 【学科1日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	13		1		21				
	トヨタ教育センター	20		4		22				
	ポーラ名古屋ビル			29						
	愛知製鋼			30						
	豊川市文化会館			27						
	日本車輛製造			11/2						
	西尾コンベンションホール	4								
アイシン金型工機部	6									
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	2.3	4or5	14.15	16or17	10.11	12or13			
	トヨタ教育センター	8.9	10or11	20.21	22or23	17.18	19or20			
	とよはし産業人材教育センター	23.24		28.29		25.26				
	アイブラザ半田	16.17		9or10						
	とよはし産業人材教育センター	18or19								
	アイブラザ半田	1.2								
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	1.2		1.2		4.5				
	豊川市文化会館	14.15		16.17		15.16				
	とよはし産業人材教育センター	25.26		27.28		25.26				
	トヨタ教育センター			16.17		24.25				
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	18.19		8.9		2.3		4.5		
	アイブラザ豊橋	18.19		14.15		22.23				
	トヨタ教育センター	29.30		30.31						
	とよはし産業人材教育センター			11.12				27.28		
	アイブラザ半田	29.30				13.14				
プレス機械作業 主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	16.17				18.19				
乾燥設備作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	23.24		6.7		11.12				
	とよはし産業人材教育センター			25.26						
高所作業車 【学科1日 実技1日】	（学）日本会議室名古屋伏見 （実）ポリテクセンター名古屋港	19		24or25or26						
	（学）ポリテクセンター名古屋港 （実）ポリテクセンター名古屋港			15or16or17		11				
はり作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	2.3		28.29						
石綿作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	12.13				10.11				
鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	30.10/1				15.16				
ショベルローダー等運転 【学科1日 実技3.5日】	（学）ポーラ名古屋ビル					14				
	（実）ポリテクセンター					17.18.19.20				
						21.25.26.27				

講習会	会場	9月			10月			11月		
		学	実	学	実	学	実	学	実	学
アーク溶接 【学科1.5日 実技1.5日】	（学）SDG （実）SDG									10.11
	（学）ポーラ名古屋ビル （実）愛知製鋼					18.19		20		12or13
テルゲトリアフター特別教育 【学科・実技1日】	（学）ポーラ名古屋ビル （実）大同特殊鋼					14.15		20		
	アイシン教育センター					21		10		
自由研削といし取替・ 試運転【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル			1		24		7		
				22						
機械研削といし取替 試運転 【学科1日 実技0.5日】	トヨタ教育センター					20		3		
						21or22		4or5		
産業用ロボット （検査・教示） 【学科2日 実技1日】	（学）ポーラ名古屋ビル （実）三菱電機					6.7		8or9or10		
	（学）エイジェック （実）エイジェック			8.9		20.21		10.11		
				10or11or12		22or23or24		12or13or14		
				16.17		18or19or22				
粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル					29.30				
				10/1or2or3						
低圧電気 【学科1日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル			3		20		26		
				4or5		21or22		27or28		
フルハーネス（6H） 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル			22		24		17		
				27		25				
安全衛生推進者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			16.17						
	アイブラザ豊橋					9.10				
衛生推進者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル			12						
						14.15				
安全管理者選任時【学科2日】	ポーラ名古屋ビル					8.9				
						10or11or12				
局所排気装置等自主検査者 【学科2日 実技1日】	SDG ㈱					6.7.8				
マスクフィットテスト【学科1日】	岡谷鋼機公会堂							19		
建築物石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			18.19		9.10		17.18		
工作物石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			29.30		20.21		20.21		
化学物質管理者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			23.24						
化学物質管理者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル					8				
衛生管理者（一種）【学科4日】	ポーラ名古屋ビル			16.17.18.19				6.7.13.14		
エックス線作業主任者【学科4日】	ポーラ名古屋ビル					6.7.8.9				
潜水士【学科2日】	ポーラ名古屋ビル					2.3				

日付の緑色の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	9月	10月	11月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ 無料セミナー	16 アイブラザ半田	16 アイブラザ宮	6 岡崎市図書館交流プラザ リぶら 21 豊川市文化会館
若手・Z世代のメンタルヘルスケア	1 名古屋市中小企業振 興会館		
産業保健ラウンドテーブル	25 ウイングあいち		
リスクアセスメント セミナー＋ラウンドテーブル	30 岡谷鋼機名古屋公会堂		
従業員の健康確保・両立支援等 に向けた事例発表 ～健康診断と事後措置等～		8 ウイングあいち	
腰痛災害を減らす職場づくり 事例発表		23	
労災保険実務講座			10
産業保健フォーラム in あいち 2025			14 デザインホール
自律的な化学物質管理の進め方 について（応用編）			26 名古屋市中小企業振興会館

フォークリフト外国語コース ポルトガル語講座 中国語講座 ベトナム語講座 インドネシア語講座	学科【2日】	9/13.14	実技【3日】	9/15.16.17
	ポーラ名古屋ビル		トヨタL&F 白金オフィス	
フォークリフト外国語コース 中国語講座 英語講座 ベトナム語講座 インドネシア語講座	学科【2日】	11/22.23	実技【3日】	11/24.25.26
	ポーラ名古屋ビル		トヨタL&F 白金オフィス	
ガス溶接外国語コース ポルトガル語講座 中国語講座	学科【2日】	10/10.11	実技【1日】	10/12
	ポーラ名古屋ビル		トヨタ教育センター	